

佐倉市ふれあい 配食サービス



見守りが必要な高齢者や、調理・買い物が困難な高齢者を対象に、栄養バランスのとれたお弁当を、ご自宅まで直接手渡しでお届けします。



対象者について

佐倉市に居住しており、次の①～③のいずれかに該当し、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難なかた。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯
- ② 65歳以上の高齢者のかたのみの世帯
- ③ 心身に障害のあるかた（障害者手帳の有無は問いません）

※近隣に扶養義務者が居住し、食事の提供が受けられる状況にある人は除きます。



内容について

年始（1/1～1/3）を除く月曜日から金曜日まで、週1回から5回、夕食を直接手渡しでお届けします。（配達時間の指定はできません）

米飯は【柔らかめ、お粥】、副食は【刻み、一口大】なども対応しております。



サービス利用料について

サービスの利用料は、1食あたり350円です。

（令和8年4月利用分から1食あたり450円に変更となります。）

利用した翌月に「納入通知書」が届きますので、佐倉市役所及びその出張所、派出所、市民サービスセンターや指定金融機関で納めて下さい（コンビニでの支払いは対応していません）。

なお、口座振替も可能です。対応可能な金融機関については担当課までお問い合わせください。



申請から配食サービス利用開始までの流れ

1. 申請書類のご提出

申請書を佐倉市高齢者福祉課の窓口か、郵送にてご提出ください。
申請書は、市公式ホームページからダウンロード可能です。

市公式 web サイト QR コード→



URL → <https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koreishafukushika/126/3317.html>

2. 市職員による訪問調査

担当地区の高齢者福祉課の職員がご自宅に訪問して、聞き取り調査を行います。

- 配食の回数、利用曜日の確認
- 食事形態・緊急連絡先の確認
- 体調や生活状況の聞き取り

3. 決定・サービス開始

決定後、市から利用者様へ「決定通知書」を送付します。申請から大体1～2週間前後で決定となります。

配達時に利用者様が不在だった場合や、応答が無かった場合などで、安否確認を要すると判断した場合は、市から緊急連絡先に電話連絡させていただくことがあります。

【申込・問い合わせ先】

佐倉市福祉部高齢者福祉課包括支援班

所在地：佐倉市海隣寺町97番地

☎：043-484-6138（直通）

